

早来北進産業廃棄物最終処分場建設の問題について考える 3回目

産業廃棄物最終処分場は、廃棄物処理法の設置許可だけでは建設できない…。

今回、早来北進に建設を予定している産業廃棄物最終処分場について、廃棄物処理法の許可は、あくまで廃棄物を入れる器の設置許可であり、最終処分場を作ることを認めた許可ではないのです。

まずは、廃棄物を入れる許可。これは廃棄物処理法に基づく許可になります。続いては、前者の許可に基づき廃棄物の処分場を作るために造成する許可。これは、宅地造成法に基づく許可です。そして、水処理施設や事務所、計量場等の附帯建設物を作るための許可。これは、都市計画法に基づく許可になり、以上3つの許可は、いずれも北海道知事が許可を与えるもので、平成30年の時点で取得済みとなっております。

町としては、許可を出す北海道知事に現状を知ってもらうため、あらゆる方法で意見を提言してきましたが、道からの回答では「廃棄物処理法上、問題なければ許可せざるを得ない」の一点張りでした。

なんとか住民と町の思いを伝えるため北海道都市計画審議会においても、廃棄物処理法の問題と知りつつ北海道知事に意見を提言しましたが、伝わり切ることはありませんでした。

しかし、北海道知事が許可するもので完結するのではなく、設置事業者が取得しなければならない許可や承諾等はまだまだあるのです。

例えば、処理水を放流するための許可、町有地や民有地に関する許可や承諾などを取得しなければならない項目はまだあります。そして、一番大事な住民の信頼を得ることとして、住民同意の形成に努めなければならないのです。

状況は大きく変わっているわけではない。だから「もう遅い」なんてことはない。

平成30年北海道胆振東部地震の影響は？

地震の影響について設置事業者は北海道に報告書を提出したということでしたが、道の回答は「その報告書の審査検証については、産業廃棄物処理法の規定にないので行ってない」というものでした。そのような回答から分かるように、地震に対する安全性について、道は認めていません。

安平町議会での動きについて

6月に行われた、令和3年第5回定例会では、産業廃棄物最終処分場の建設にかかる安全性や生活面への影響などについて議会で検討を願う請願について審議が行われ、その請願に対し特別委員会を設置し審査を行うことの動議（出席者から予定議案以外の議題を出すこと）が出されました。

「町民目線に立ってさらに深い調査が必要」といった趣旨から特別委員会の設置の必要性が説明され、一方、「総務常任委員会で審議したためこれ以上の審議は必要ない」との意見も出た。その動議は「否決」という結果に。また、請願については不採択と決定しました。

その後、7月5日に行われた全員協議会において、町の意見交換会で出された「平成29年の4自治会からの要望に対する議会の回答は、議会も足並みを揃え最終処分場計画阻止に自治会・町と連携し対応を進めるといった内容があったが、以後、考え方に変更はあるか」という町からの質問に対し、議会からは「当時と状況が変化し判断が難しい、計画を阻止できる手立てが見出せない」という議員の意見もあるが、議会全体としては、平成29年6月に回答した内容の考え方に変わりはない」という回答がありました。